

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

老朽化した校舎等の大規模改造工事を、毎年2から3校において、棟ごとに順次実施しており、本計画期間中には、常盤小学校、笠縫小学校、新堂中学校、志津南小学校、老上中学校、松原中学校、志津幼稚園、玉川幼稚園において大規模改造工事を予定している。
また、校舎以外の学校施設についても順次、整備及び改修を進めていく。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

平成23年度末で全幼稚園、小学校、中学校の構造体の耐震化が完了している。このことから、平成27年度は全体育館、全武道場、小学校1校の校舎棟の非構造部材の耐震化を実施し、以降は、毎年3校ずつ校舎棟の非構造部材の耐震化を実施していく。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校のトイレについては、開校以来、抜本的な改修ができていないことから、老朽化が著しいトイレを対象として、内装や給排水設備の全面的な改修を実施するとともに、洋式便器化や多目的トイレの整備、バリアフリー化等の工事を毎年1校(1棟)実施する。
また、バリアフリー化を図るため、小中学校においてエレベータ整備を実施してきたが、平成27年度の草津中学校の整備により、全小中学校への設置が完了した。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

児童数の増加に対する適正な施設規模を図るため、学校の分離・新設を行うとともに環境にやさしい学校施設の整備に取り組む。
平成27年度から国で施行された子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園の推進を本市でも推進すべく、老朽化した施設の大規模改修と併せて認定こども園化を行う。そのことにより、3歳児の就学前教育の提供や、子育て支援事業などの実施により、質の高い多様なサービスの提供を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		14 校
中学校		6 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		10 園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	6 箇所
	社会体育施設	6 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	未定
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画初年度である平成27年度に、目標の達成度合を評価するための指標を検討する。計画期間終了後は、評価を実施し、評価結果を市ホームページで公表する。</p>
--